

(写)

小議発第79号

平成28年8月29日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原 ひろし

平成28年第3回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 認 第 1 号 | 平成27年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 2 号 | 平成27年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 3 号 | 平成27年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 4 号 | 平成27年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 5 号 | 平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 報 告 第 6 号 | 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 議案第55号 | 平成28年度小金井市一般会計補正予算 (第5回) |
| 議案第56号 | 平成28年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算 (第1回) |
| 議案第57号 | 平成28年度小金井市介護保険特別会計補正予算 (第1回) |
| 議案第58号 | 平成28年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1回) |
| 議案第59号 | 教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて |
| 議案第60号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて |

- 議案第61号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第62号 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 人権擁護委員候補者の推薦について
- 小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例
- 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

平成28年5月24日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について

ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について

エ 平成28年度日中友好交流事業について

オ 第213回東京都都市計画審議会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 各市提出議案について

2 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会について

平成28年5月26日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の議案を承認又は決定し、報告事項について説明がなされた。

(1) 議 案

ア 平成27年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告

イ 平成27年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算

ウ 平成28年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算（案）

エ 役員を選出について

(2) 報告事項

ア 平成28年度東京消防庁主要事業について

3 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

平成28年5月27日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

(1) 報 告

ア 会務報告

イ 委員会報告

(2) 協議事項

ア 平成27年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定
について

イ 平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）
について

ウ 役員の選任について

- ・ 会 長 府中市
- ・ 副会長 昭島市、多摩市、日の出町
- ・ 監 事 青梅市、檜原村
- ・ 理 事 各市町村議会議長
- ・ 第1委員会
 委員長 狛江市
 副委員長 青梅市、東大和市、日の出町
- ・ 第2委員会
 委員長 武蔵村山市
 副委員長 青梅市、国立市、日の出町
- ・ 第3委員会
 委員長 国分寺市
 副委員長 八王子市、立川市、西東京市

エ 総会決議（案）について

4 市議会議員共済会代議員会

平成28年6月1日（水）砂防会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、役員紹介の後、議事に入り、次の事務報告の後、協議事項を認定（承認）した。

(1) 事務報告

ア 役員等の異動

イ 会議の開催状況

ウ 平成27年度の給付の決定状況等

(2) 協議事項

ア 平成27年度会計決算の認定について

一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会
選出議員 水上洋志議員 紀由紀子議員

- 2 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 渡辺大三議員 板倉真也議員

- 3 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 渡辺大三議員 板倉真也議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成28年5月13日から平成28年8月8日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

平成28年5月24日（火） 平成28年第1回臨時会

2 会議の概要

平成28年5月24日（火） 平成28年第1回臨時会

行政報告4件及び議案1件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 平成27年度 公立昭和病院4～2月期取扱患者実績について
- 2 平成27年度 昭和病院企業団病院事業会計4～2月期収支概況について
- 3 平成27年度 昭和病院企業団病院事業会計予算の弾力条項の適用について
- 4 昭和病院企業団脱退に伴う規約改正等の状況について
- 5 その他

病院名称の通称使用について

以上5件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第6号 公立昭和病院使用条例の一部を改正する条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成28年5月18日（水） 平成28年第2回臨時会

2 会議の概要

平成28年5月18日（水） 平成28年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には大西宣也氏（町田市選出）、副議長には渡辺大三氏（小金井市選出）を選出した。

第12号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員の選任について

佐野郁夫氏（小平市選出）を選任することに同意した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成28年5月18日（水） 平成28年第2回臨時会

2 会議の概要

平成28年5月18日（水） 平成28年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案2件を審議した。

議長には森英治氏（八王子市選出）、副議長には臼井伸介氏（昭島市選出）を選出した。

第12号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

伊藤学氏（調布市選出）を選任することに同意した。

第13号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

伊藤栄敏氏（調布市副市長）を選任することに同意した。

認第1号

平成27年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第2号

平成27年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第3号

平成27年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第4号

平成27年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第5号

平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

報告第6号

平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.1	25.6
(12.33)	(17.33)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△7.09	— ※△9.70	3.1	25.6

※黒字の程度を負の数値で表記した。

標準財政規模（千円）		早期健全化基準	12.33	17.33	25.0	350.0
うち臨時財政対策債 発行可能額						
21,721,553	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額である。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{21,721,553 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{21,721,553 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	40,209,465	38,621,286	1,588,179	46,173	1,542,006

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(③-④)
下水道事業特別会計(2)	1,490,084	1,468,168	21,916	0	21,916

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	12,576,219	12,078,591	497,628	0	497,628
介護保険特別会計	7,041,833	7,011,322	30,511	0	30,511
後期高齢者医療特別会計	2,368,981	2,352,996	15,985	0	15,985
合計(3)	21,987,033	21,442,909	544,124	0	544,124

連結合計(1)+(2)+(3)	2,108,046
-----------------	-----------

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公債費充当一般財源等額 A	2,030,730	2,065,350	1,946,693
公債費（一般会計等）	2,930,739	2,938,315	2,740,471
特定財源	△900,009	△872,965	△793,778
都市計画税			
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	116,651	108,871	107,073
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	54,519	39,892	38,630
東京たま広域資源循環組合負担金	49,249	35,266	33,998
昭和病院企業団分担金	5,270	4,626	4,632
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	56,435	49,332	34,513
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	15,750	15,750	0
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	40,685	33,582	34,513
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	2,258,335	2,263,445	2,126,909

○ 分母

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
標準財政規模	20,833,427	20,884,433	21,721,553
標準税収入額等	19,908,443	20,643,605	21,721,553
普通交付税	230,995	50,436	0
臨時財政対策債発行可能額	693,989	190,392	0
分母 合計 ②	20,833,427	20,884,433	21,721,553

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,469,804	1,550,413	1,258,694
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	58,639	49,992	46,350
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	81,059	63,296	60,760
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	42,509	39,711	40,162
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	7,563	6,403	6,117
控除 合計 ③	1,659,574	1,709,815	1,412,083

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	3.12280	2.88731	3.51967
実質公債費比率 (3年平均)	4.1	3.2	3.1

※小数点第2位以下切捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	26,144,778
債務負担行為に基づく支出予定額 B	2,131,911
依頼土地の買い戻しに係るもの (土地開発公社)	2,131,911
その他	0
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	1,118,830
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	215,259
東京たま広域資源循環組合負担金	135,876
昭和病院企業団分担金	79,383
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	3,822,958
合計 ① (A+B+C+D+E)	33,433,736

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	6,049,428
充当可能特定歳入見込額 B	8,740,324
都市計画税	8,740,324
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	13,437,338
合 計 ② (A+B+C)	28,227,090

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	21,721,553
うち普通交付税	0
うち臨時財政対策債発行可能額	0
合 計 ③ (A)	21,721,553

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,412,083
合 計 ④ (A)	1,412,083

分子 (①-②)	5,206,646 千円	=	将来負担比率	25.6%
分母 (③-④)	20,309,470 千円			

※小数点第2位以下切捨て

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— ※△1.6	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,357,041 \text{ 千円}}$$

平成26年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	— (11.25)	— (16.25)	△ 0.3	4.8	—
立川市	— (11.52)	— (16.52)	2.5	—	—
武蔵野市	— (11.50)	— (16.50)	△ 1.3	—	—
三鷹市	— (11.58)	— (16.58)	3.7	29.5	—
青梅市	— (12.02)	— (17.02)	1.8	—	—
府中市	— (11.25)	— (16.25)	3.8	—	—
昭島市	— (12.39)	— (17.39)	1.2	—	—
調布市	— (11.33)	— (16.33)	2.3	3.9	—
町田市	— (11.25)	— (16.25)	△ 2.0	—	—
小金井市	— (12.41)	— (17.41)	3.2	35.7	—
小平市	— (11.64)	— (16.64)	2.1	—	—
日野市	— (11.68)	— (16.68)	0.0	11.8	—
東村山市	— (11.91)	— (16.91)	3.9	18.8	—
国分寺市	— (12.24)	— (17.24)	1.0	—	—
国立市	— (12.77)	— (17.77)	△ 0.8	—	—
福生市	— (13.13)	— (18.13)	△ 0.6	—	—
狛江市	— (12.81)	— (17.81)	4.6	43.7	—
東大和市	— (12.71)	— (17.71)	△ 1.2	—	—
清瀬市	— (12.78)	— (17.78)	4.5	37.8	—
東久留米市	— (12.32)	— (17.32)	2.6	14.1	—
武蔵村山市	— (12.90)	— (17.90)	△ 0.1	—	—
多摩市	— (11.84)	— (16.84)	△ 0.4	—	—
稲城市	— (12.66)	— (17.66)	1.8	11.9	—
羽村市	— (13.18)	— (18.18)	1.4	—	—
あきる野市	— (12.70)	— (17.70)	7.0	66.3	—
西東京市	— (11.50)	— (16.50)	0.1	19.4	—
26市平均	—	—	1.1	—	—

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「—」と表記している。
- 2 () 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
- 3 平均値は加重平均である。

議案第55号

平成28年度

小金井市

一般会計補正予算

(第5回)

平成28年度小金井市一般会計補正予算（第5回）

平成28年度小金井市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,135,298千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,457,222千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月29日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 国庫支出金		6,974,124	8,416	6,982,540
	1 国庫負担金	4,818,240	1,764	4,820,004
	2 国庫補助金	2,120,002	6,652	2,126,654
14 都支出金		5,968,751	16,889	5,985,640
	2 都補助金	3,244,087	10,689	3,254,776
	3 委託金	1,100,478	6,200	1,106,678
16 寄附金		4,167	1	4,168
	1 寄附金	4,167	1	4,168
17 繰入金		965,359	7,837	973,196
	2 特別会計繰入金	0	7,837	7,837
18 繰越金		440,000	1,102,005	1,542,005
	1 繰越金	440,000	1,102,005	1,542,005
19 諸収入		201,152	150	201,302
	5 雑入	150,385	150	150,535
歳入合計		40,321,924	1,135,298	41,457,222

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		3,581,665	811,698	4,393,363
	1 総 務 管 理 費	2,579,567	811,698	3,391,265
3 民 生 費		18,157,761	69,798	18,227,559
	1 社 会 福 祉 費	7,238,036	36,534	7,274,570
	2 児 童 福 祉 費	7,627,231	33,264	7,660,495
4 衛 生 費		4,114,222	214,897	4,329,119
	1 保 健 衛 生 費	988,124	13,490	1,001,614
	2 清 掃 費	3,126,098	201,407	3,327,505
8 土 木 費		6,122,640	225	6,122,865
	4 都 市 計 画 費	4,679,063	225	4,679,288
9 消 防 費		1,762,571	1,800	1,764,371
	1 消 防 費	1,762,571	1,800	1,764,371
10 教 育 費		3,191,625	13,074	3,204,699
	1 教 育 総 務 費	709,911	6,200	716,111
	4 社 会 教 育 費	697,710	5,772	703,482
	5 保 健 体 育 費	321,138	1,102	322,240
13 予 備 費		31,148	23,806	54,954
	1 予 備 費	31,148	23,806	54,954
歳 出 合 計		40,321,924	1,135,298	41,457,222

議案第55号資料1

平成28年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第5回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		千円 6,974,124	千円 8,416	千円 6,982,540
	1国庫負担金	4,818,240	1,764	4,820,004
	2国庫補助金	2,120,002	6,652	2,126,654
14都支出金		5,968,751	16,889	5,985,640
	2都補助金	3,244,087	10,689	3,254,776
	3委託金	1,100,478	6,200	1,106,678
16寄附金		4,167	1	4,168
	1寄附金	4,167	1	4,168
17繰入金		965,359	7,837	973,196
	2特別会計繰入金	0	7,837	7,837
18繰越金		440,000	1,102,005	1,542,005
	1繰越金	440,000	1,102,005	1,542,005
19諸収入		201,152	150	201,302
	5雑入	150,385	150	150,535
歳入合計		40,321,924	1,135,298	41,457,222

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,581,665	千円 811,698	千円 4,393,363
	1 総 務 管 理 費	2,579,567	811,698	3,391,265
3 民 生 費		18,157,761	69,798	18,227,559
	1 社 会 福 祉 費	7,238,036	36,534	7,274,570
	2 児 童 福 祉 費	7,627,231	33,264	7,660,495
4 衛 生 費		4,114,222	214,897	4,329,119
	1 保 健 衛 生 費	988,124	13,490	1,001,614
	2 清 掃 費	3,126,098	201,407	3,327,505
8 土 木 費		6,122,640	225	6,122,865
	4 都 市 計 画 費	4,679,063	225	4,679,288
9 消 防 費		1,762,571	1,800	1,764,371
	1 消 防 費	1,762,571	1,800	1,764,371
10 教 育 費		3,191,625	13,074	3,204,699
	1 教 育 総 務 費	709,911	6,200	716,111
	4 社 会 教 育 費	697,710	5,772	703,482
	5 保 健 体 育 費	321,138	1,102	322,240
13 予 備 費		31,148	23,806	54,954
	1 予 備 費	31,148	23,806	54,954
歳 出 合 計		40,321,924	1,135,298	41,457,222

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
1,326			810,372
1,326			810,372
16,279			53,519
330			36,204
15,949			17,315
			214,897
			13,490
			201,407
		1	224
		1	224
1,500		150	150
1,500		150	150
6,200			6,874
6,200			
			5,772
			1,102
			23,806
			23,806
25,305		151	1,109,842

2 歳 入

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 4,815,660	千円 1,764	千円 4,817,424	9 児童扶養手当給付費負担金	千円 1,764

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 560,719	千円 6,652	千円 567,371	1 社会福祉費補助金	千円 129
				2 児童福祉費補助金	6,523

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費都補助金	千円 819,469	千円 1,326	千円 820,795	3 防犯設備補助事業補助金	千円 1,326
2 民生費都補助金	1,457,526	7,863	1,465,389	1 社会福祉費補助金	201
				2 児童福祉費補助金	7,662

説	明	千円
1 児童扶養手当給付費負担金 (児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱)	(子育て支援課)	1,764

説	明	千円
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	129
6 保育士宿舍借上支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱)	(保 育 課)	6,523

説	明	千円
1 防犯設備補助事業補助金 (東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱)	(地 域 安 全 課)	1,326
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	64
8 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱)	(自立生活支援課)	274
16 中等度難聴児発達支援事業補助金 (東京都中等度難聴児発達支援事業補助金交付要綱)	(自立生活支援課)	△ 137
8 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱)	(子育て支援課)	600
20 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱)	(保 育 課)	7,062

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
8 消防費都補助金	千円 0	千円 1,500	千円 1,500	1 消防費補助金	千円 1,500

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費委託金	千円 17,992	千円 6,200	千円 24,192	1 教育費委託金	千円 6,200

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 土木費寄附金	千円 1,783	千円 1	千円 1,784	2 緑化事業寄附金	千円 1

説	明	千円
1 市町村消防団用防火衣整備費補助金 (市町村消防団防火衣整備補助金交付要綱)	(地 域 安 全 課)	1,500

説	明	千円
5 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金 (オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施要項、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業費支払基準)	(指 導 室)	4,400
6 言語能力向上拠点校事業委託金 (言語能力向上推進事業実施要項、言語能力向上推進事業費支払基準)	(指 導 室)	500
7 東京都道徳教育推進拠点校事業委託金 (東京都道徳教育推進拠点校設置要項、東京都道徳教育推進拠点校事業費算定基準)	(指 導 室)	400
8 スーパーアクティブスクール事業委託金 (スーパーアクティブスクール設置要項、スーパーアクティブスクール事業費支払基準)	(指 導 室)	300
9 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業委託金 (日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業実施要項、日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業費支払基準)	(指 導 室)	600

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環 境 政 策 課)	1

款 17 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護保険特別会計繰入金	千円 0	千円 1	千円 1	1 介護保険特別会計繰入金	千円 1
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	7,836	7,836	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	7,836

款 18 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 440,000	千円 1,102,005	千円 1,542,005	1 前年度繰越金	千円 1,102,005

款 19 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 雑入	千円 138,063	千円 150	千円 138,213	1 雑入	千円 150

説	明	千円
1 介護保険特別会計繰入金	(財 政 課)	1
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財 政 課)	7,836

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財 政 課)	1,102,005

説	明	千円
73 消防団員安全装備品整備等助成金 (消防団員安全装備品整備等助成事業実施要領)	(地 域 安 全 課)	150

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,392,627	4,201	1,396,828	1,326		
				1,326		
2 文書管理費	418,569	6,788	425,357			
8 企画調整費	16,838	709	17,547			
11 財政調整基金費	414	500,000	500,414			
13 庁舎建設基金費	212	300,000	300,212			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,875			
1,991	1 報酬	1,991	4 職員人事管理に要する経費 (職員課) 1,991
	19 負担金補助及び交付金	2,210	1 報酬 (1,991) 福利厚生等業務非常勤嘱託職員報酬 1,991
884			13 安全・安心まちづくり対策に要する経費 (地域安全課) 2,210
			19 負担金補助及び交付金 (2,210) 防犯設備補助事業補助金 2,210
6,788			
6,788	13 委託料	6,702	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 6,788
	14 使用料及び賃借料	86	13 委託料 (6,702) 基幹系システム修正委託料 (介護保険総合事業対応分) 2,430 基幹系システム修正委託料 (国保連合会インターフェイス改修対応分) 1,890 基幹系システム修正委託料 (児童扶養手当多子対応分) 2,382
			14 使用料及び賃借料 (86) 基幹系システム増設機器等借上料 (平成28年度導入分) 86
709			
709	8 報償費	604	2 行財政改革事務に要する経費 (企画政策課) 709
	12 役務費 1 郵便料	7	8 報償費 (604) 行財政改革市民会議委員謝礼 604
	13 委託料	98	12 役務費 (7) 郵便料 7 13 委託料 (98) 行財政改革市民会議会議録作成委託料 98
500,000			
500,000	25 積立金	500,000	1 財政調整基金積立金 (財政課) 500,000
			25 積立金 (500,000) 財政調整基金積立金 (積立元金) 500,000
300,000			
300,000	25 積立金	300,000	1 庁舎建設基金積立金 (管財課) 300,000

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
13 庁舎建設基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円			千円	千円
				25 積立金 (300,000)
				庁舎建設基金積立金(積立元金) 300,000

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	871,485	5,929	877,414			
2 障害者福祉費	1,570,113	569	1,570,682	330		
				193		
				137		
4 高齢者福祉費	476,523	36	476,559			
9 介護保険事業費	1,226,000	0	1,226,000			
10 地域福祉基金費	129	30,000	30,129			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
5,929				
5,929	23 償還金利息及び割引料	5,929	33 返還金・還付金 ()	5,929
			(1) 自立生活支援課関係経費	125
			23 償還金利息及び割引料 ()	125
			平成27年度特別障害者手当等国庫負担金返還金	125
			(2) 地域福祉課関係経費	5,804
			23 償還金利息及び割引料 ()	5,804
			平成27年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金	4,692
			平成27年度臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金返還金	1,112
239				
37	13 委託料	37	11 心身障害者寝具乾燥事業に要する経費 (自立生活支援課)	37
	20 扶助費	532	13 委託料 ()	37
			心身障害者寝具乾燥委託料	37
65			19 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課)	258
			20 扶助費 ()	258
			心身障害者自動車運転教習助成費	124
			身体障害者用自動車改造費助成費	134
137			30 中等度難聴児発達支援事業に要する経費 (自立生活支援課)	274
			20 扶助費 ()	274
			中等度難聴児発達支援助成費	274
36				
36	23 償還金利息及び割引料	36	42 返還金・還付金 (介護福祉課)	36
			23 償還金利息及び割引料 ()	36
			平成27年度老人クラブ都補助金返還金	36
	28 繰出金	0	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課)	0
			28 繰出金 ()	0
			地域支援事業(介護予防)繰出金	△ 325
			地域支援事業(包括任意)繰出金	507
			職員給与費等繰出金	△ 182
30,000				
30,000	25 積立金	30,000	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課)	30,000

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
10 地域福祉基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			25 積立金	(30,000)
			地域福祉基金積立金(積立元金)	30,000

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	4,087,910	33,264	4,121,174	15,949		
				1,764		
				13,585		
				600		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
17,315				
3,528	7 貸金	625	4 児童扶養手当支給に要する経費	(子育て支援課) 5,292
	19 負担金補助及び交付金	16,451	20 扶助費	(5,292)
	20 扶助費	5,292	児童扶養手当	5,292
625	23 償還金利子及び割引料	10,896	11 保育所入所事務等に要する経費	(保 育 課) 625
			7 貸 金	(625)
			事務補助員賃金	625
2,266			27 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費	(保 育 課) 15,851
			19 負担金補助及び交付金	(15,851)
			保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金	15,851
10,896			28 返還金・還付金	() 10,896
			(1) 子育て支援課関係経費	522
			23 償還金利子及び割引料	(522)
			平成27年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費国庫補助金返還金	75
			平成27年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費国庫補助金返還金	447
			(2) 保育課関係経費	10,374
			23 償還金利子及び割引料	(10,374)
			平成27年度認証保育所運営費等都補助金返還金	10,374
			29 民間保育所等非常通報装置整備事業に要する経費	(保 育 課) 600
			19 負担金補助及び交付金	(600)
			民間保育所等非常通報装置整備事業補助金	600

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	246,897	13,490	260,387			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
13,490			
13,490	13 委託料	13,440	15 B型肝炎ワクチン接種に 要する経費 (健康課) 13,490
	19 負担金補助及び交 付金	50	13 委 託 料 (13,440) B型肝炎ワクチン個別接種委託料 11,960 B型肝炎ワクチン個別接種委託料 (多摩療育園) 15 B型肝炎ワクチン個別接種委託料 (府中市医師会) 1,457 B型肝炎ワクチン個別接種委託料 (小児総合医療センター) 8 19 負担金補助及び交付金 (50) 予防接種負担金 50

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,627,908	1,407	2,629,315			
4 環境基金費	200,666	200,000	400,666			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
1,407				
1,407	12 役務費 5 手数料	1,407 1,407	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課)	1,407
			12 役務費 不動産鑑定手数料	(1,407) 1,407
200,000				
200,000	25 積立金	200,000	1 環境基金積立金 (ごみ対策課)	200,000
			25 積立金 環境基金積立金 (積立元金)	(200,000) 200,000

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	288,370	224	288,594			
7 みどりと公園基金費	14	1	15			1
						1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
224			
224	17 公有財産購入費	224	6 都市公園の整備に要する 経費 (環境政策課) 224
			17 公有財産購入費 (224) 小長久保公園用地取得費 224
	25 積立金	1	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 1
			25 積立金 (1) みどりと公園基金積立金 (積立元 金) 1

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	91,428	1,800	93,228	1,500		150
				1,500		150

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
150				
150	11 需用費 1 消耗品費	1,800 1,800	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課)	1,800
			11 需用費 消耗品費	(1,800) 1,800

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	193,558	6,200	199,758	6,200		
				6,200		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	8 報償費	2,243	20 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 6,200
	11 需用費 1 消耗品費	2,741 2,741	8 報 償 費 (2,243) オリンピック・パラリンピック教育推進校講師等謝礼 1,403 言語能力向上拠点校事業講師等謝礼 72 東京都道徳教育推進拠点校事業講師等謝礼 82 スーパーアクティブスクール事業講師等謝礼 300 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業講師等謝礼 386
	12 役務費 1 郵便料	25 25	11 需 用 費 (2,741) 消 耗 品 費 2,741 12 役 務 費 (25) 郵 便 料 25
	18 備品購入費	1,191	18 備品購入費 (1,191) 工作機器類 340 体育・音楽・保育機器類 787 医療機器類 18 雑品類 30 図書標本類 16

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	287,194	50	287,244			
2 公民館費	208,160	5,722	213,882			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
50			
50	8 報償費	45	7 成人の日記念行事に要する経費 (生涯学習課) 50
	11 需用費 1 消耗品費	5 5	8 報 償 費 (45) 成人の日記念行事手話通訳者謝礼 13 成人の日記念行事出演者謝礼 32 11 需 用 費 (5) 消 耗 品 費 5
5,722			
5,722	13 委託料	1,402	2 公民館維持管理に要する経費 (公 民 館) 5,722
	15 工事請負費	4,320	13 委 託 料 (1,402) 樹木剪定委託料その2 1,402 15 工 事 請 負 費 (4,320) 東分館ステップリフト改修工事

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	62,298	0	62,298			
2 体育施設費	258,840	1,102	259,942			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	△ 606	9 スポーツ推進計画策定に 要する経費 (生涯学習課) 0
	8 報償費	606	1 報 酬 (△ 606) スポーツ推進計画策定委員報酬 △ 606 8 報 償 費 (606) スポーツ推進計画策定委員謝礼 606
1,102			
648	13 委託料	1,102	2 総合体育館維持管理に要 する経費 (生涯学習課) 648
			13 委 託 料 (648) 総合体育館指定管理委託料 648
454			4 栗山公園健康運動センタ ー維持管理に要する経費 (生涯学習課) 454
			13 委 託 料 (454) 栗山公園健康運動センター指定管 理委託料 454

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	31,148	23,806	54,954			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 23,806		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	4		40,560	15,127		417	56,104	9,190	65,294
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,277	772,464					772,464	106,043	878,507
	計	1,305	916,044	40,560	71,842		417	1,028,863	173,405	1,202,268
補正前	長 等	4		40,560	15,127		417	56,104	9,190	65,294
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,276	771,079					771,079	106,043	877,122
	計	1,304	914,659	40,560	71,842		417	1,027,478	173,405	1,200,883
比較	長 等									
	議 員									
	その他	1	1,385					1,385		1,385
	計	1	1,385					1,385		1,385

その他の手当は、通勤手当417千円である。

議案第56号

平成28年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第 1 回)

平成28年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成28年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ499,475千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,892,026千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月29日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 2,123,821	千円 972	千円 2,124,793
	2 国 庫 補 助 金	18,000	972	18,972
4 療養給付費等交付金		235,275	876	236,151
	1 療養給付費等交付金	235,275	876	236,151
10 繰 越 金		1	497,627	497,628
	1 繰 越 金	1	497,627	497,628
歳 入 合 計		12,392,551	499,475	12,892,026

議案第56号資料

平成28年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,123,821	千円 972	千円 2,124,793
	2 国庫補助金	18,000	972	18,972
4 療養給付費等 交付金		235,275	876	236,151
	1 療養給付費等交付金	235,275	876	236,151
10 繰越金		1	497,627	497,628
	1 繰越金	1	497,627	497,628
歳入合計		12,392,551	499,475	12,892,026

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 176,541	千円 972	千円 177,513
	1 総 務 管 理 費	145,938	972	146,910
4 前期高齢者納付金 等		774	276	1,050
	1 前期高齢者納付金等	774	276	1,050
9 基金積立金		16	49,763	49,779
	1 基金積立金	16	49,763	49,779
12 予 備 費		21,414	448,464	469,878
	1 予 備 費	21,414	448,464	469,878
歳 出 合 計		12,392,551	499,475	12,892,026

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
972			
972			
			276
			276
			49,763
			49,763
			448,464
			448,464
972			498,503

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 システム開発費等補助金	千円 0	千円 972	千円 972	1 制度関係業務準備事業費補助金	千円 972

款 4 療養給付費等交付金

項 1 療養給付費等交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 療養給付費等交付金	千円 235,275	千円 876	千円 236,151	2 過年度分	千円 876

款 10 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 1	千円 497,627	千円 497,628	1 前年度繰越金	千円 497,627

説	明	千円
1 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 (国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金交付要綱)	(保険年金課)	972

説	明	千円
1 退職者医療給付費分 (国民健康保険法附則第7条)	(保険年金課)	876

説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	497,627

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	143,837	972	144,809	972		
				972		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	972	3 国民健康保険システムに 要する経費 (保 険 年 金 課) 972 13 委 託 料 (972) 国民健康保険システム修正委託料 (制度改革対応分) 972

款 4 前期高齢者納付金等

項 1 前期高齢者納付金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 前期高齢者納付金	676	276	952			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
276				
276	19 負担金補助及び交付金	276	1 前期高齢者納付金に要する経費	(保険年金課) 276
			19 負担金補助及び交付金	(276)
			前期高齢者納付金	276

款 9 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	16	49,763	49,779			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
49,763			
49,763	25 積立金	49,763	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 49,763
			25 積立金 (49,763)
			国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 49,763

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	21,414	448,464	469,878			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 448,464		千円	千円

議案第57号

平成28年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第1回)

平成28年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成28年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ95,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,967,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月29日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,694,762	千円 41,310	千円 1,736,072
	2 国庫補助金	366,548	41,310	407,858
4 支払基金交付金		2,097,017	△728	2,096,289
	1 支払基金交付金	2,097,017	△728	2,096,289
5 都支出金		1,118,915	24,965	1,143,880
	1 都負担金	1,087,784	4,323	1,092,107
	2 都補助金	31,131	20,642	51,773
6 財産収入		117	△48	69
	1 財産運用収入	115	△48	67
8 繰入金		1,255,561	△23	1,255,538
	2 基金繰入金	29,561	△23	29,538
9 繰越金		1	30,510	30,511
	1 繰越金	1	30,510	30,511
歳入合計		7,871,142	95,986	7,967,128

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 域 支 援 事 業 費		千円 179,568	千円 0	千円 179,568
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	124,059	2,600	126,659
	4 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	34,424	△2,600	31,824
5 基 金 積 立 金		115	49,446	49,561
	1 基 金 積 立 金	115	49,446	49,561
7 諸 支 出 金		6,079	40,683	46,762
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,079	40,681	46,760
	2 繰 出 金	0	2	2
8 予 備 費		2,922	5,857	8,779
	1 予 備 費	2,922	5,857	8,779
歳 出 合 計		7,871,142	95,986	7,967,128

議案第 5.7 号資料

平 成 2 8 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,694,762	千円 41,310	千円 1,736,072
	2 国庫補助金	366,548	41,310	407,858
4 支払基金交付金		2,097,017	△728	2,096,289
	1 支払基金交付金	2,097,017	△728	2,096,289
5 都支出金		1,118,915	24,965	1,143,880
	1 都負担金	1,087,784	4,323	1,092,107
	2 都補助金	31,131	20,642	51,773
6 財産収入		117	△48	69
	1 財産運用収入	115	△48	67
8 繰入金		1,255,561	△23	1,255,538
	1 一般会計繰入金	1,226,000	0	1,226,000
	2 基金繰入金	29,561	△23	29,538
9 繰越金		1	30,510	30,511
	1 繰越金	1	30,510	30,511
歳入合計		7,871,142	95,986	7,967,128

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 7,433,838	千円 0	千円 7,433,838
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,484,733	0	6,484,733
4 地 域 支 援 事 業 費		179,568	0	179,568
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	124,059	2,600	126,659
	4 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	34,424	△2,600	31,824
5 基 金 積 立 金		115	49,446	49,561
	1 基 金 積 立 金	115	49,446	49,561
7 諸 支 出 金		6,079	40,683	46,762
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,079	40,681	46,760
	2 繰 出 金	0	2	2
8 予 備 費		2,922	5,857	8,779
	1 予 備 費	2,922	5,857	8,779
歳 出 合 計		7,871,142	95,986	7,967,128

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		△1	1
		△1	1
570		△751	181
1,521		568	511
△951		△1,319	△330
		△48	49,494
		△48	49,494
			40,683
			40,681
			2
			5,857
			5,857
570		△800	96,216

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 調整交付金	千円 307,062	千円 △ 106	千円 306,956	1 現年度分調整交付金	千円 △ 106
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	11,102	△ 520	10,582	1 現年度分	△ 520
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	48,384	41,936	90,320	1 現年度分	1,014
				2 過年度分	40,922

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業支援交付金	千円 15,543	千円 △ 728	千円 14,815	1 現年度分	千円 △ 728

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,087,784	千円 4,323	千円 1,092,107	2 過年度分	千円 4,323

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法第122条の2第3項)	(介護福祉課) △	106
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項)	(介護福祉課) △	520
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項)	(介護福祉課)	1,014
1 過年度分 (介護保険法第122条の2第4項)	(介護福祉課)	40,922

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	728

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第123条第1項)	(介護福祉課)	4,323

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 6,939	△ 千円 325	千円 6,614	1 現年度分	△ 千円 325
	2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	24,192	20,967	45,159	1 現年度分
2 過年度分					20,460

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 利子及び配当金	千円 115	△ 千円 48	千円 67	1 利子及び配当金	△ 千円 48

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 6,939	△ 千円 325	千円 6,614	1 現年度分	△ 千円 325

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項)	(介護福祉課) △	325
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項)	(介護福祉課)	507
1 過年度分 (介護保険法第123条第4項)	(介護福祉課)	20,460

説	明	千円
1 介護給付費準備基金利子	(介護福祉課) △	48

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	325

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 24,192	千円 507	千円 24,699	1 現年度分	千円 507
5 その他一般会計繰入金	251,475	△ 182	251,293	1 職員給与費等繰入金	△ 182

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 29,561	千円 △ 23	千円 29,538	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △ 23

款 9 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 30,510	千円 30,511	1 前年度繰越金	千円 30,510

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課)	507
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	182

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課) △	23

説	明	千円
1 前年度繰越金	(介護福祉課)	30,510

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	3,268,900	0	3,268,900			△ 1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 1		千円	千円

款 4. 地域支援事業費

項 2 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	120,763	2,600	123,363	1,521		568
				1,521		568

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
511			
511	13 委託料	2,600	3 生活支援体制整備事業に 要する経費 (介護福祉課) 2,600
			13 委 託 料 (2,600)
			生活支援体制基盤整備委託料その 1 300
			生活支援体制基盤整備委託料その 2 300
			生活支援体制基盤整備委託料その 3 300
			生活支援体制基盤整備委託料その 4 300
			サブスタッフ活動支援委託料その 1 300
			サブスタッフ活動支援委託料その 2 300
			サブスタッフ活動支援委託料その 3 300
			サブスタッフ活動支援委託料その 4 300
			連携推進委託料その1 50
			連携推進委託料その2 50
			連携推進委託料その3 50
			連携推進委託料その4 50

款 4 地域支援事業費

項 4 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防・生活支援サービス事業費	31,231	△ 2,600	28,631	△ 951		△ 1,319
				△ 951		△ 1,319

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 330			
△ 330	13 委託料	△ 2,600	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) △ 2,600 13 委託料 (△ 2,600) 通所型サービス委託料 △ 2,600

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	115	49,446	49,561			△ 48
						△ 48

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
49,494			
49,494	25 積立金	49,446	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 49,446
			25 積立金 (49,446)
			介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 49,494
			介護給付費準備基金積立金 (積立利子) △ 48

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	6,068	△ 311	5,757			
2 第1号被保険者保険料還付加算金	10	20	30			
3 償還金	1	40,972	40,973			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 311			
△ 311	23 償還金利子及び割引料	△ 311	1 保険料等の還付に要する 経費 (介護福祉課) △ 311
			23 償還金利子及び割引料 (△ 311) 第1号被保険者保険料還付金 △ 311
20			
20	23 償還金利子及び割引料	20	1 保険料等の還付加算金に 要する経費 (介護福祉課) 20
			23 償還金利子及び割引料 (20) 第1号被保険者保険料還付加算金 20
40,972			
40,972	23 償還金利子及び割引料	40,972	1 交付金等の返還金 (介護福祉課) 40,972
			23 償還金利子及び割引料 (40,972) 平成27年度介護給付費国庫負担 金返還金 34,555 平成27年度介護給付費支払基金 返還金 6,319 平成27年度地域支援事業費支払 基金返還金 93 平成26年度地域支援事業費国庫 補助金返還金 3 平成26年度地域支援事業費都補 助金返還金 2

款 7 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰出金	0	2	2			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2			
2	28 繰出金	2	1 繰 出 金 (介護福祉課) 2
			28 繰 出 金 (2) 一般会計繰出金 2

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,922	5,857	8,779			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 5,857		千円	千円

議案第58号

平成28年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第1回)

平成28年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成28年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,483,017千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月29日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 15,984	千円 15,985
	1 繰越金	1	15,984	15,985
5 諸収入		84,640	6,667	91,307
	2 償還金及び還付加算金	2,510	6,667	9,177
歳入合計		2,460,366	22,651	2,483,017

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,346,908	千円 4,755	千円 2,351,663
	1 広域連合納付金	2,346,908	4,755	2,351,663
5 諸支出金		2,510	17,897	20,407
	1 償還金及び還付加算金	2,510	10,061	12,571
	2 繰出金	0	7,836	7,836
6 予備費		3	△1	2
	1 予備費	3	△1	2
歳出合計		2,460,366	22,651	2,483,017

議案第58号資料

平成 28 年 度

小 金 井 市

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4繰越金		千円 1	千円 15,984	千円 15,985
	1繰越金	1	15,984	15,985
5諸収入		84,640	6,667	91,307
	2償還金及び還付加算金	2,510	6,667	9,177
歳入合計		2,460,366	22,651	2,483,017

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,346,908	千円 4,755	千円 2,351,663
	1 広域連合納付金	2,346,908	4,755	2,351,663
5 諸支出金		2,510	17,897	20,407
	1 償還金及び還付加算金	2,510	10,061	12,571
	2 繰 出 金	0	7,836	7,836
6 予 備 費		3	△1	2
	1 予 備 費	3	△1	2
歳 出 合 計		2,460,366	22,651	2,483,017

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			4,755
			4,755
		6,667	11,230
			10,061
		6,667	1,169
			△1
			△1
		6,667	15,984

2 歳入

款 4 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 15,984	千円 15,985	1 前年度繰越金	千円 15,984

款 5 諸収入

項 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 償還金及び 還付加算金	千円 2,510	千円 6,667	千円 9,177	1 保険料還付金	千円 4,317
				3 葬祭費還付金	2,350

説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	15,984

説	明	千円
2 保険料未収金補填分負担金償還金	(保険年金課)	4,317
1 葬祭費負担金償還金	(保険年金課)	2,350

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,346,908	4,755	2,351,663			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,755			
4,755	19 負担金補助及び交付金	4,755	1 広域連合分賦金に要する 経費 (保険年金課) 4,755
			19 負担金補助及び交付金 (4,755) 保険料等負担金 (過年度分) 4,755

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	2,510	10,061	12,571			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
10,061				
10,061	23 償還金利子及び割引料	10,061	1 償還金及び還付加算金 (保険年金課)	10,061
			23 償還金利子及び割引料 (10,061)
			償還金及び還付加算金	7,711
			平成27年度葬祭費受託事業収入	
			返還金	2,350

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	0	7,836	7,836			6,667
						6,667

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
1,169			
1,169	28 繰出金	7,836	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 7,836
			28 繰出金 (7,836) 一般会計繰出金 7,836

款 6 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	3	△ 1	2			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ I		千円	千円

議案第59号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員（保護者である者）の任命に関し同意を求める。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

教育委員会委員鮎川志津子が平成28年11月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市前原町一丁目10番9号（23）

氏 名 鮎川 志津子

生年月日 昭和39年5月23日

職 業 国家公務員

議案第59号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市前原町一丁目10番9号(23)

氏 名 鮎川 志津子

生年月日 昭和39年5月23日

職 業 国家公務員

学 歴

昭和62年3月 早稲田大学商学部卒業

職 歴

昭和62年4月 株式会社住友銀行入社

平成3年8月 同行退社

平成28年5月 経済産業省(特許庁)非常勤職員

そ の 他

平成12年10月 小金井市情報教育アドバイザーとなり、平成16年3月まで在任

平成19年10月 小金井市男女平等推進審議会委員となり、平成20年11月まで
在任

平成20年12月 小金井市教育委員会委員となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第60号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員高橋清徳が平成28年9月30日をもって任期満了となるので、後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市前原町三丁目21番11号

氏 名 石 井 一 郎

生年月日 昭和34年2月10日

職 業 会社役員

議案第60号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市前原町三丁目21番11号

氏 名 石井 一郎

生年月日 昭和34年2月10日

職 業 会社役員

学 歴

昭和56年3月 明星大学理工学部電気工学科卒業

職 歴

昭和56年4月 株式会社大阪有線放送入社

昭和57年1月 同社退社

昭和57年2月 有限会社石井ホームサービス入社

昭和58年2月 宅地建物取引士の資格を取得

平成16年3月 同社代表取締役就任し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第61号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員の選任に関し同意を求める。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

平成28年7月1日欠員となった固定資産評価員の後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 東京都府中市白糸台一丁目71番地の44

氏 名 上 原 秀 則

生年月日 昭和27年9月19日

職 業 地方公務員

議案第61号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 東京都府中市白糸台一丁目71番地の44

氏 名 うえ はら ひで のり
上 原 秀 則

生年月日 昭和27年9月19日

学 歴

昭和50年3月 東京学芸大学教育学部卒業

職 歴

昭和50年9月 小金井市に採用され水道部業務課に所属
平成13年4月 企画財政部財政課長に昇任
平成17年4月 市民部長に昇任
平成20年4月 企画財政部長に就任
平成24年1月 小金井市を退職
平成24年2月 小金井市副市長に就任
平成26年11月 小金井市副市長を退任
平成28年5月 小金井市副市長に就任し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第62号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第2条から第7条までの規定、第9条及び第10条中「第20項」を「第19項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第62号資料

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等</p>	<p>付 則 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

法改正に伴う引用条項の整備

同上

同上

該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計

該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計

法改正に伴う引用条項の整備

同上

画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第9条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分

画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第9条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分

法改正に伴う引用条項の整備

の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

法改正に伴う引用条項の整備

議案第63号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第

22条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「所得相互免除法」とは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律を、「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 特例適用利子等について申告分離課税の区分が設けられたことに伴う規定の追加（所得相互免除法第 8 条第 2 項、条例付則第 10 項）
- (2) 特例適用配当等について申告分離課税の区分が設けられたことに伴う規定の追加（所得相互免除法第 8 条第 4 項、条例付則第 11 項）

3 施行期日

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する（付則第 1 項）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき所得相互免除法第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等もしくは所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、所得相互免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等もしくは所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する（付則第 2 項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

再改正条例	改正条例	備考
<p>付 則</p> <p>1 } 省略</p> <p>9 }</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくはは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)」に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>注 平成25年条例第39号により、平成29年1月1日から施行</p> <p>付 則</p> <p>1 } 省略</p> <p>9 }</p>	<p>特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例の規定の追加</p>

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第3条第1項中第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.2 省略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.3 省略

(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

1.4 省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定

特例適用配当等に係る国民健康保険税の特例の規定の追加

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.0 省略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.1 省略

(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

1.2 省略

項の線下げ

同上

同上

は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第64号

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙
のように改正する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備に関する規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項及び第43条第8号イの表4階
以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同
条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に
排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室
が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有す
るものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3
号、第4号及び第10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考																				
<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(6) }</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="1072 1272 1412 2065"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4階以上の</td> <td>常用</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		階	区分	施設又は設備	4階以上の	常用	省略	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規	用		<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(6) }</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="1072 383 1412 1176"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4階以上の</td> <td>常用</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		階	区分	施設又は設備	4階以上の	常用	省略	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規	用		
階	区分	施設又は設備																						
4階以上の	常用	省略																						
	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規																						
	用																							
階	区分	施設又は設備																						
4階以上の	常用	省略																						
	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規																						
	用																							

階	定する構造の屋内階段については、当該 屋内階段の構造は、建築物の1階から保 育室等が設けられている階までの部分に 限り、屋内と階段室とは、バルコニー又 は付室（階段室が同条第3項第2号に規 定する構造を有する場合を除き、同号に 規定する構造を有するものに限る。）を 通じて連絡することとし、かつ、同条第 3項第3号、第4号及び第10号を満た すものとする。）	2 省略 3 省略
---	--	--------------

ウ } 省略
 } 省略
 } 省略

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)
第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のもの
に限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所
内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事
業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとお
りとする。

- (1) }
- } 省略
- (7) }

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲
げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のア
からクまでに掲げる要件に該当するものであること。
ア 省略

階	定する構造の屋内階段については、当該 屋内階段の構造は、建築物の1階から保 育室等が設けられている階までの部分に 限り、屋内と階段室とは、バルコニー又 は外気に向かって開くことのできる窓も しくは排煙設備（同条第3項第1号に規 定する国土交通大臣が定めた構造方法を 用いるものその他有効に排煙することが できると認められるものに限る。）を有 する付室を通じて連絡することとし、か つ、同条第3項第2号、第3号及び第9 号を満たすものとする。）	2 省略 3 省略
---	--	--------------

ウ } 省略
 } 省略
 } 省略

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)
第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のもの
に限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所
内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事
業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとお
りとする。

- (1) }
- } 省略
- (7) }

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲
げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のア
からクまでに掲げる要件に該当するものであること。
ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
	避難用	
		2 省略
		3 省略

ウ
ク

} 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）
	避難用	
		2 省略
		3 省略

ウ
ク

} 省略

建築基準法
施行令の改
正に伴う規
定の整備

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度に係る本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担について適正化を図るため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

D 1	2,400	1,900
	2,300	1,800
D 2	4,500	3,700
	4,400	3,600
D 3	6,000	4,800
	5,800	4,700
D 4	7,300	5,800
	7,100	5,700
D 5	9,700	7,000
	9,500	6,800
D 6	12,000	8,500
	11,700	8,300
D 7	15,500	10,300
	15,200	10,100
D 8	19,000	11,700
	18,600	11,500
D 9	22,500	12,900
	22,100	12,600
D 1 0	26,000	14,000
	25,500	13,700
D 1 1	29,000	15,500
	28,500	15,200
D 1 2	32,000	16,500
	31,400	16,200

D 1 3	34,000	17,500
	33,400	17,200
D 1 4	37,000	18,500
	36,300	18,100
D 1 5	40,500	20,000
	39,800	19,600
D 1 6	43,000	21,500
	42,200	21,100
D 1 7	44,000	22,000
	43,200	21,600
D 1 8	45,000	22,500
	44,200	22,100
D 1 9	45,600	23,000
	44,800	22,600
D 2 0	45,800	23,500
	45,000	23,100
D 2 1	46,000	24,000
	45,200	23,500

]

を
「

D 1	2,400	2,000
	2,300	1,900
D 2	4,600	4,000
	4,500	3,900
D 3	6,200	5,200
	6,000	5,100
D 4	7,600	6,400
	7,400	6,200
D 5	10,200	7,800

	10,000	7,600
D 6	12,700	9,500
	12,400	9,300
D 7	16,600	11,600
	16,300	11,400
D 8	20,500	13,300
	20,100	13,000
D 9	24,400	14,700
	23,900	14,400
D 1 0	28,400	16,100
	27,900	15,800
D 1 1	31,900	17,900
	31,300	17,500
D 1 2	35,400	19,200
	34,700	18,800
D 1 3	37,900	20,500
	37,200	20,100
D 1 4	41,500	21,800
	40,700	21,400
D 1 5	45,700	23,700
	44,900	23,200
D 1 6	48,800	25,600
	47,900	25,100
D 1 7	50,300	26,400
	49,400	25,900
D 1 8	51,800	27,200
	50,900	26,700
D 1 9	52,800	27,900
	51,900	27,400
D 2 0	53,300	28,700

	52,300	28,200
D 2 1	53,900	29,500
	52,900	28,900

」

に改める。

第2条 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

D 1	2,400	2,000
	2,300	1,900
D 2	4,600	4,000
	4,500	3,900
D 3	6,200	5,200
	6,000	5,100
D 4	7,600	6,400
	7,400	6,200
D 5	10,200	7,800
	10,000	7,600
D 6	12,700	9,500
	12,400	9,300
D 7	16,600	11,600
	16,300	11,400
D 8	20,500	13,300
	20,100	13,000
D 9	24,400	14,700
	23,900	14,400
D 1 0	28,400	16,100
	27,900	15,800
D 1 1	31,900	17,900

	31,300	17,500
D 1 2	35,400	19,200
	34,700	18,800
D 1 3	37,900	20,500
	37,200	20,100
D 1 4	41,500	21,800
	40,700	21,400
D 1 5	45,700	23,700
	44,900	23,200
D 1 6	48,800	25,600
	47,900	25,100
D 1 7	50,300	26,400
	49,400	25,900
D 1 8	51,800	27,200
	50,900	26,700
D 1 9	52,800	27,900
	51,900	27,400
D 2 0	53,300	28,700
	52,300	28,200
D 2 1	53,900	29,500
	52,900	28,900

を

「

D 1	2,500	2,100
	2,400	2,000
D 2	4,700	4,300
	4,600	4,200
D 3	6,400	5,700
	6,200	5,600

D 4	8,000	7,000
	7,800	6,800
D 5	10,700	8,600
	10,500	8,400
D 6	13,500	10,500
	13,200	10,300
D 7	17,700	12,900
	17,300	12,600
D 8	22,000	14,900
	21,600	14,600
D 9	26,300	16,500
	25,800	16,200
D 1 0	30,800	18,200
	30,200	17,800
D 1 1	34,800	20,300
	34,200	19,900
D 1 2	38,800	21,900
	38,100	21,500
D 1 3	41,800	23,500
	41,000	23,100
D 1 4	46,000	25,100
	45,200	24,600
D 1 5	50,900	27,400
	50,000	26,900
D 1 6	54,700	29,800
	53,700	29,200
D 1 7	56,600	30,800
	55,600	30,200
D 1 8	58,600	31,900
	57,600	31,300

D 1 9	60,000	32,900
	58,900	32,300
D 2 0	60,900	33,900
	59,800	33,300
D 2 1	61,800	35,000
	60,700	34,400

に改める。

第3条 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
 条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

D 1	2,500	2,100
	2,400	2,000
D 2	4,700	4,300
	4,600	4,200
D 3	6,400	5,700
	6,200	5,600
D 4	8,000	7,000
	7,800	6,800
D 5	10,700	8,600
	10,500	8,400
D 6	13,500	10,500
	13,200	10,300
D 7	17,700	12,900
	17,300	12,600
D 8	22,000	14,900
	21,600	14,600
D 9	26,300	16,500
	25,800	16,200

D 1 0	30,800	18,200
	30,200	17,800
D 1 1	34,800	20,300
	34,200	19,900
D 1 2	38,800	21,900
	38,100	21,500
D 1 3	41,800	23,500
	41,000	23,100
D 1 4	46,000	25,100
	45,200	24,600
D 1 5	50,900	27,400
	50,000	26,900
D 1 6	54,700	29,800
	53,700	29,200
D 1 7	56,600	30,800
	55,600	30,200
D 1 8	58,600	31,900
	57,600	31,300
D 1 9	60,000	32,900
	58,900	32,300
D 2 0	60,900	33,900
	59,800	33,300
D 2 1	61,800	35,000
	60,700	34,400

を
「

D 1	2,600	2,300
	2,500	2,200
D 2	4,900	4,700

	4,800	4,600
D 3	6,700	6,200
	6,500	6,000
D 4	8,400	7,600
	8,200	7,400
D 5	11,300	9,400
	11,100	9,200
D 6	14,300	11,600
	14,000	11,400
D 7	18,800	14,300
	18,400	14,000
D 8	23,500	16,500
	23,100	16,200
D 9	28,300	18,400
	27,800	18,000
D 1 0	33,300	20,300
	32,700	19,900
D 1 1	37,700	22,800
	37,000	22,400
D 1 2	42,300	24,700
	41,500	24,200
D 1 3	45,700	26,500
	44,900	26,000
D 1 4	50,500	28,400
	49,600	27,900
D 1 5	56,200	31,200
	55,200	30,600
D 1 6	60,600	34,000
	59,500	33,400
D 1 7	63,000	35,300

	61,900	34,600
D 1 8	65,400	36,600
	64,200	35,900
D 1 9	67,200	37,900
	66,000	37,200
D 2 0	68,500	39,200
	67,300	38,500
D 2 1	69,800	40,500
	68,600	39,800

」

に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。

議案第65号資料1

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例		現行条例		備考																																																																						
<p>別表(第3条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額</p>		<p>別表(第3条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額</p>																																																																								
<p>各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</p> <p>階層区分</p> <p>定義及び条件</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であ</td> <td>15,500円未満</td> <td>D</td> <td>2,400</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,500円以上</td> <td>D</td> <td>2,300</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35,100円未満</td> <td>D</td> <td>4,600</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35,100円以上</td> <td>D</td> <td>4,500</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>57,900円未満</td> <td>D</td> <td>6,200</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>57,900円以上</td> <td>D</td> <td>6,000</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>80,700円</td> <td>D</td> <td>7,600</td> <td>6,400</td> </tr> </table>		A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であ	15,500円未満	D	2,400	1,900		15,500円以上	D	2,300	1,800		35,100円未満	D	4,600	4,000		35,100円以上	D	4,500	3,900		57,900円未満	D	6,200	5,200		57,900円以上	D	6,000	5,100		80,700円	D	7,600	6,400	<p>各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</p> <p>階層区分</p> <p>定義及び条件</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であ</td> <td>15,500円未満</td> <td>D</td> <td>2,400</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,500円以上</td> <td>D</td> <td>2,300</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35,100円未満</td> <td>D</td> <td>4,500</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35,100円以上</td> <td>D</td> <td>4,400</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>57,900円未満</td> <td>D</td> <td>6,000</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>57,900円以上</td> <td>D</td> <td>5,800</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>80,700円</td> <td>D</td> <td>7,300</td> <td>5,800</td> </tr> </table>		A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であ	15,500円未満	D	2,400	1,900		15,500円以上	D	2,300	1,800		35,100円未満	D	4,500	3,700		35,100円以上	D	4,400	3,600		57,900円未満	D	6,000	4,800		57,900円以上	D	5,800	4,700		80,700円	D	7,300	5,800	利用者負担の月額の変更
A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であ	15,500円未満	D	2,400	1,900																																																																						
	15,500円以上	D	2,300	1,800																																																																						
	35,100円未満	D	4,600	4,000																																																																						
	35,100円以上	D	4,500	3,900																																																																						
	57,900円未満	D	6,200	5,200																																																																						
	57,900円以上	D	6,000	5,100																																																																						
	80,700円	D	7,600	6,400																																																																						
A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であ	15,500円未満	D	2,400	1,900																																																																						
	15,500円以上	D	2,300	1,800																																																																						
	35,100円未満	D	4,500	3,700																																																																						
	35,100円以上	D	4,400	3,600																																																																						
	57,900円未満	D	6,000	4,800																																																																						
	57,900円以上	D	5,800	4,700																																																																						
	80,700円	D	7,300	5,800																																																																						

って、そ
の所得割
の額の区
分が右記
の区分に
該当する
世帯

以上	未満	4	7,400	6,200
80,700円	103,500円未満	D	10,200	7,800
以上	円未満	5	10,000	7,600
103,500円	130,100円未満	D	12,700	9,500
以上	円未満	6	12,400	9,300
130,100円	156,700円未満	D	16,600	11,600
以上	円未満	7	16,300	11,400
156,700円	183,300円未満	D	20,500	13,300
以上	円未満	8	20,100	13,000
183,300円	209,900円未満	D	24,400	14,700
以上	円未満	9	23,900	14,400
209,900円	236,500円未満	D	28,400	16,100
以上	円未満	10	27,900	15,800
236,500円	263,100円未満	D	31,900	17,900
以上	円未満	11	31,300	17,500
263,100円	289,700円未満	D	35,400	19,200
以上	円未満	12	34,700	18,800
289,700円	316,300円未満	D	37,900	20,500
以上	円未満	13	37,200	20,100
316,300円	348,000円未満	D	41,500	21,800
以上	円未満	14	40,700	21,400
348,000円	379,700円未満	D	45,700	23,700
以上	円未満	15	44,900	23,200
379,700円	411,400円未満	D	48,800	25,600
以上	円未満	16	47,900	25,100
411,400円	443,100円未満	D	50,300	26,400
以上	円未満	17	49,400	25,900
443,100円	474,800円未満	D	51,800	27,200

って、そ
の所得割
の額の区
分が右記
の区分に
該当する
世帯

以上	未満	4	7,100	5,700
80,700円	103,500円未満	D	9,700	7,000
以上	円未満	5	9,500	6,800
103,500円	130,100円未満	D	12,000	8,500
以上	円未満	6	11,700	8,300
130,100円	156,700円未満	D	15,500	10,300
以上	円未満	7	15,200	10,100
156,700円	183,300円未満	D	19,000	11,700
以上	円未満	8	18,600	11,500
183,300円	209,900円未満	D	22,500	12,900
以上	円未満	9	22,100	12,600
209,900円	236,500円未満	D	26,000	14,000
以上	円未満	10	25,500	13,700
236,500円	263,100円未満	D	29,000	15,500
以上	円未満	11	28,500	15,200
263,100円	289,700円未満	D	32,000	16,500
以上	円未満	12	31,400	16,200
289,700円	316,300円未満	D	34,000	17,500
以上	円未満	13	33,400	17,200
316,300円	348,000円未満	D	37,000	18,500
以上	円未満	14	36,300	18,100
348,000円	379,700円未満	D	40,500	20,000
以上	円未満	15	39,800	19,600
379,700円	411,400円未満	D	43,000	21,500
以上	円未満	16	42,200	21,100
411,400円	443,100円未満	D	44,000	22,000
以上	円未満	17	43,200	21,600
443,100円	474,800円未満	D	45,000	22,500

以上	円未満	18	50,900	26,700
474,800円	518,100	D	52,800	27,900
以上	円未満	19	51,900	27,400
518,100円	604,700	D	53,300	28,700
以上	円未満	20	52,300	28,200
604,700円		D	53,900	29,500
以上		21	52,900	28,900

備考 1 } 省略
13

付 則 (抄)

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から (中略) 施行する。

以上	円未満	18	44,200	22,100
474,800円	518,100	D	45,600	23,000
以上	円未満	19	44,800	22,600
518,100円	604,700	D	45,800	23,500
以上	円未満	20	45,000	23,100
604,700円		D	46,000	24,000
以上		21	45,200	23,500

(第2条関係)

改正条例		第1条による改正後条例		備考
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)			
1 省略	1 省略			
2 特定教育・保育 (保育に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けたときの利用者負担の額	2 特定教育・保育 (保育に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けたときの利用者負担の額			
各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額 (各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合)	利用者負担の月額 (各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合)	
定義及び条件	定義及び条件	階	階	
		層	層	
		区	区	

分	合の額		D	1	D	2	D	3	D	4	D	5	D	6	D	7	D	8	D	9	D	10	D	11	D	
	3歳未満児	3歳以上児																								
省略																										
A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯																										
15,500円 未満																										
2,500																										
2,400																										
2,100																										
15,500円 以上																										
4,700																										
4,300																										
4,600																										
4,200																										
35,100円 以上																										
6,400																										
5,700																										
6,200																										
5,600																										
57,900円 以上																										
8,000																										
7,000																										
7,800																										
6,800																										
80,700円 以上																										
10,700																										
8,600																										
10,500																										
8,400																										
103,500円 以上																										
13,500																										
10,500																										
13,200																										
10,300																										
130,100円 以上																										
17,700																										
12,900																										
17,300																										
12,600																										
156,700円 以上																										
22,000																										
14,900																										
21,600																										
14,600																										
183,300円 以上																										
26,300																										
16,500																										
25,800																										
16,200																										
209,900円 以上																										
30,800																										
18,200																										
30,200																										
17,800																										
236,500円 以上																										
34,800																										
20,300																										
34,200																										
19,900																										
263,100円 以上																										
38,800																										
21,900																										

分	合の額		D	1	D	2	D	3	D	4	D	5	D	6	D	7	D	8	D	9	D	10	D	11	D	
	3歳未満児	3歳以上児																								
省略																										
A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯																										
15,500円 未満																										
2,400																										
2,300																										
1,900																										
15,500円 以上																										
4,600																										
4,000																										
4,500																										
3,900																										
35,100円 以上																										
6,200																										
5,200																										
6,000																										
5,100																										
57,900円 以上																										
7,600																										
6,400																										
7,400																										
6,200																										
80,700円 以上																										
10,200																										
7,800																										
10,000																										
7,600																										
103,500円 以上																										
12,700																										
9,500																										
12,400																										
9,300																										
130,100円 以上																										
16,600																										
11,600																										
16,300																										
11,400																										
156,700円 以上																										
20,500																										
13,300																										
20,100																										
13,000																										
183,300円 以上																										
24,400																										
14,700																										
23,900																										
14,400																										
209,900円 以上																										
28,400																										
16,100																										
27,900																										
15,800																										
236,500円 以上																										
31,900																										
17,900																										
31,300																										
17,500																										
263,100円 以上																										
35,400																										
19,200																										

利用者負担
の月額の変
更

以上	円未満	12	38,100	21,500
289,700円	316,300	D	41,800	23,500
以上	円未満	13	41,000	23,100
316,300円	348,000	D	46,000	25,100
以上	円未満	14	45,200	24,600
348,000円	379,700	D	50,900	27,400
以上	円未満	15	50,000	26,900
379,700円	411,400	D	54,700	29,800
以上	円未満	16	53,700	29,200
411,400円	443,100	D	56,600	30,800
以上	円未満	17	55,600	30,200
443,100円	474,800	D	58,600	31,900
以上	円未満	18	57,600	31,300
474,800円	518,100	D	60,000	32,900
以上	円未満	19	58,900	32,300
518,100円	604,700	D	60,900	33,900
以上	円未満	20	59,800	33,300
604,700円		D	61,800	35,000
以上		21	60,700	34,400

備考 1 } 省略
13 }

付 則 (抄)

この条例中 (中略) 第2条の規定は平成30年4月1日から
(中略) 施行する。

以上	円未満	12	34,700	18,800
289,700円	316,300	D	37,900	20,500
以上	円未満	13	37,200	20,100
316,300円	348,000	D	41,500	21,800
以上	円未満	14	40,700	21,400
348,000円	379,700	D	45,700	23,700
以上	円未満	15	44,900	23,200
379,700円	411,400	D	48,800	25,600
以上	円未満	16	47,900	25,100
411,400円	443,100	D	50,300	26,400
以上	円未満	17	49,400	25,900
443,100円	474,800	D	51,800	27,200
以上	円未満	18	50,900	26,700
474,800円	518,100	D	52,800	27,900
以上	円未満	19	51,900	27,400
518,100円	604,700	D	53,300	28,700
以上	円未満	20	52,300	28,200
604,700円		D	53,900	29,500
以上		21	52,900	28,900

(第3条関係)

改正条例

別表 (第3条関係)

- 1 省略
- 2 特定教育・保育 (保育に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けたときの利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	階層区分	利用者負担の月額 (各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額)	
		単位: 円	
		3歳未満児	3歳以上児
定義及び条件			
省略			
A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が右記の区分に	15,500円未満	2,600	2,300
	D 1	2,500	2,200
	D 2	4,900	4,700
	D 3	4,800	4,600
	D 4	6,700	6,200
	D 5	6,500	6,000
	D 6	8,400	7,600
	D 7	8,200	7,400
	D 8	11,300	9,400
	D 9	11,100	9,200
	D 10	14,300	11,600
	D 11	14,000	11,400

第2条による改正後条例

別表 (第3条関係)

- 1 省略
- 2 特定教育・保育 (保育に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けたときの利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	階層区分	利用者負担の月額 (各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額)	
		単位: 円	
		3歳未満児	3歳以上児
定義及び条件			
省略			
A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が右記の区分に	15,500円未満	2,500	2,100
	D 1	2,400	2,000
	D 2	4,700	4,300
	D 3	4,600	4,200
	D 4	6,400	5,700
	D 5	6,200	5,600
	D 6	8,000	7,000
	D 7	7,800	6,800
	D 8	10,700	8,600
	D 9	10,500	8,400
	D 10	13,500	10,500
	D 11	13,200	10,300

利用者負担の月額の変更

該当する
世帯

130,100円 以上	156,700 円未満	D 7	18,800 18,400	14,300 14,000
156,700円 以上	183,300 円未満	D 8	23,500 23,100	16,500 16,200
183,300円 以上	209,900 円未満	D 9	28,300 27,800	18,400 18,000
209,900円 以上	236,500 円未満	D 10	33,300 32,700	20,300 19,900
236,500円 以上	263,100 円未満	D 11	37,700 37,000	22,800 22,400
263,100円 以上	289,700 円未満	D 12	42,300 41,500	24,700 24,200
289,700円 以上	316,300 円未満	D 13	45,700 44,900	26,500 26,000
316,300円 以上	348,000 円未満	D 14	50,500 49,600	28,400 27,900
348,000円 以上	379,700 円未満	D 15	56,200 55,200	31,200 30,600
379,700円 以上	411,400 円未満	D 16	60,600 59,500	34,000 33,400
411,400円 以上	443,100 円未満	D 17	63,000 61,900	35,300 34,600
443,100円 以上	474,800 円未満	D 18	65,400 64,200	36,600 35,900
474,800円 以上	518,100 円未満	D 19	67,200 66,000	37,900 37,200
518,100円 以上	604,700 円未満	D 20	68,500 67,300	39,200 38,500

該当する
世帯

130,100円 以上	156,700 円未満	D 7	17,700 17,300	12,900 12,600
156,700円 以上	183,300 円未満	D 8	22,000 21,600	14,900 14,600
183,300円 以上	209,900 円未満	D 9	26,300 25,800	16,500 16,200
209,900円 以上	236,500 円未満	D 10	30,800 30,200	18,200 17,800
236,500円 以上	263,100 円未満	D 11	34,800 34,200	20,300 19,900
263,100円 以上	289,700 円未満	D 12	38,800 38,100	21,900 21,500
289,700円 以上	316,300 円未満	D 13	41,800 41,000	23,500 23,100
316,300円 以上	348,000 円未満	D 14	46,000 45,200	25,100 24,600
348,000円 以上	379,700 円未満	D 15	50,900 50,000	27,400 26,900
379,700円 以上	411,400 円未満	D 16	54,700 53,700	29,800 29,200
411,400円 以上	443,100 円未満	D 17	56,600 55,600	30,800 30,200
443,100円 以上	474,800 円未満	D 18	58,600 57,600	31,900 31,300
474,800円 以上	518,100 円未満	D 19	60,000 58,900	32,900 32,300
518,100円 以上	604,700 円未満	D 20	60,900 59,800	33,900 33,300

	604,700円 以上	D 21	69,800 68,600	40,500 39,800	604,700円 以上	D 21	61,800 60,700	35,000 34,400
備考 1 2 13	省略							
<p>付 則 (抄)</p> <p>この条例中 (中略) 第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。</p>								

議案第65号資料2



平成28年7月26日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市子ども・子育て会議
会 長 松田 恵示

利用者負担のあり方について（答申）

平成28年1月25日付け小字子発第845号をもって諮問を受けた件について下記のとおり答申します。

記

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に係る利用者負担について（別紙1）
- 2 学童保育所の育成料について（別紙2）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等
の利用に係る利用者負担について

1 1号認定に係る市利用者負担額は国基準利用者負担額と同額とすることについて

(1) 答申内容

2号認定に係る市利用者負担額との格差や他市状況等を勘案した結果、諮問内容についてはこれを了承する。

(2) 参考意見

- ・ 幼稚園利用者の実質負担額について、補助金の支出項目等も含め各市と比較のうえ、対応についての検討を行って欲しい。

2 2・3号認定に係る市利用者負担額は国基準利用者負担額の概ね50%を目安とすることについて

(1) 答申内容

2・3号認定に係る市利用者負担額は15年以上にもわたり改定を行っておらず、国基準に対する利用者の負担割合が平成26年度40.1%、平成27年度34.9%（速報値）と多摩26市中最低水準となっており、市の財政負担額は増加している。このことは、今後の子育て環境の整備にも影響を及ぼし得ること、さらに認可外保育施設利用料との格差が看過できない状況にあることから、諮問内容についてはやむを得ないものとしてこれを了承する。

ただし、15年以上改定しなかった結果、国基準に対する利用者の負担割合が50%から大きく乖離しているものを一度に50%に改定すると利用者の負担感は相当なものとなることから、利用者負担額の改定に際しては、負担軽減のための経過措置を3年間以上設けることを要望する。また、利用者負担額の改定後は、改定により生み出される財源をもとに子育て支援施策の充実を図ることを強く要望する。

(2) 参考意見

- ・ 子育てしやすい環境には様々な視点があるが、本当に困っている人を助けようという視点を強く出してもらいたい。すべての園で、個々の家庭状況に合わせて、本当に困っており、保育を必要としている家庭にきちんと保育が届けられるような形が見えるようにして欲しい。

について

(1) 答申内容

諮問内容についてはこれを了承する。

ただし、格差是正の方法として、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用者負担額を増額するだけでなく、認可外保育施設利用者への助成金も拡充するよう要望する。

(2) 参考意見

- ・ 格差是正の時期と格差是正の対象となる所得階層を明確にして欲しい。
- ・ 認可外と認可の格差については、子ども1人の保育料に差があるだけでなく、第2子、第3子の手厚さが大きく異なるので、認可外利用者へ兄弟割引拡充の助成を行うことも検討いただきたい。
- ・ 利用者負担額表の改定案を認可外保育施設利用料と比較すると、3歳未満児の最高階層は同額に近いが、3歳以上児の最高階層はかなり低い。認可外保育施設利用料との格差是正という観点からは、3歳未満児と3歳以上児の改定割合には差をつけ、3歳未満児の改定割合は抑え、3歳以上児の改定割合を高くすべき。

また、格差の背景には、認可外保育施設利用者に対し、子の年齢により異なる助成を行っていることもある（3歳児以下に保護者助成金として月額10,000円、4・5歳児に愛育手当として月額7,300円）。3歳以上の改定率を高めるだけでなく、保護者助成金の拡充における対象年齢上限の引き上げ等の方策についても検討いただきたい。

- ・ 保護者にとって経済的な負担が認可と認可外で一緒であれば、認可外に入る選択肢がより広がり、待機児童対策につながる。

学童保育所の育成料について

1 学童保育所の育成料は当面の間は現状の水準を維持することについて

(1) 答申内容

現行料金は国の示す基準と同等水準であることや他市状況等を勘案した結果、諮問内容については了承する。

(2) 参考意見

- ・ 学童保育所育成料については受益者負担だけではなく一般財源も投入していることから、見直しの必要性について定期的に検討した方がよい。

【参考資料1】

小金井市子ども・子育て会議における審議状況について

会議	日程	審議内容	配布資料
第5回 会議	平成28年 1月25日	利用者負担 のあり方①	資料18 利用者負担のあり方について（諮問） 資料19 平成18年3月児童福祉審議会答申 資料20 保育所運営経費の負担区分について（平成26年度実績） 資料21 2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額） 資料22 2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）の近隣市比較
第6回 会議	平成28年 2月15日	利用者負担 のあり方②	資料23 多摩26市における国基準徴収割合 資料24 認可保育所と認可外保育所の利用者負担額の比較 資料25 保育行政に係る課題及び対応状況等 資料26 近隣市における認可外保育所保護者助成金 資料27 1号認定と2号認定の利用者負担額の比較
第7回 会議	平成28年 4月22日	利用者負担 のあり方③	資料30 保育行政における主な歳出予算執行状況（直近5年間） 資料31 多摩26市における利用者負担額（1号認定） 資料32 平成27年度私立幼稚園（新制度移行園以外）の保育料等について 資料33 利用者負担額表（改定案） 資料34 学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係（平成26年度決算ベース） 資料35 育成料及び延長育成料 資料36 三多摩26市学童保育育成料等（月額）に関する調べ（平成27年4月現在） 資料37 学童保育育成料に関する年少扶養控除廃止による影響調べ
第8回 会議	平成28年 5月17日	利用者負担 のあり方④	資料39 第5～7回子ども・子育て会議における諮問事項に係る委員意見 資料40 利用者負担額表（累進改定案1）、利用者負担額表（累進改定案2）
第9回 会議	平成28年 6月20日	利用者負担 のあり方⑤	資料41 答申案の骨子について 資料42 利用者負担額表案（累進改定・激変緩和措置）
第10 回会議	平成28年 7月20日	利用者負担 のあり方⑥	資料45 利用者負担のあり方について（答申）（案）

【参考資料2】



小字子発第845号
平成28年1月25日

小金井市子ども・子育て会議
会長 松田 恵示 様

小金井市長 西岡 真一郎

利用者負担のあり方について（諮問）

小金井市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第9条）第2条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会のご見解を示していただきたく諮問します。

記

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に係る利用者負担について（別紙1）
- 2 学童保育所の育成料について（別紙2）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等
の利用に係る利用者負担について

子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっている。

現在、本市における幼稚園や認定こども園を利用する1号認定に係る利用者負担額は、国基準利用者負担額と同額としている一方、認定こども園や保育所等を利用する2号認定・3号認定に係る利用者負担額は、国基準の40.1%の負担割合（平成26年度決算数値）となっており、多摩26市の中で最も低い割合となっている。この国基準利用者負担額と市利用者負担額の差額や、国基準を上回る保育内容の提供に係る費用については、市で多額の一般財源を投入しており、さらに子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充と質の確保を推進するために、今後、市の財政に与える影響は一層増大することとなる。

また、2号認定・3号認定に係る市利用者負担額と、認可外保育施設を利用する際の利用料や1号認定に係る利用者負担額との格差についても看過できない状況にある。

こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の下での保育の量の拡充と質の確保、各種子育て支援施策の実施などを考慮した利用者負担のあり方について、検討が必要となっている。

については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担のあり方については、下記のとおりとする。

記

- 1 1号認定に係る市利用者負担額は、従前どおり国基準利用者負担額と同額とする。
- 2 2・3号認定に係る市利用者負担額は、国基準利用者負担額の概ね50%を目安とする。
- 3 2・3号認定に係る市利用者負担額の見直しに当たっては、低所得者へ配慮する一方、高所得者へ相応の負担を求める（応能負担の原則を徹底する）。
- 4 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額と認可外保育施設を利用する際の利用料の格差について、早急に是正を目指す。

学童保育所の育成料について

学童保育所については、在籍児童の増加に対応しつつ、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進していくために、その管理運営費用を確保する必要がある。

学童保育所の育成料については、利用者に相応な負担をいただくという観点から、国が示している基準（総事業費の概ね2分の1）を保護者が負担すべき金額として目標とすべきであるところ、現行の料金設定においては国の基準と同等の水準となっていることから、当面の間は現状の水準を維持するものとする。

【参考資料3】

※ 第9回子ども・子育て会議（平成28年6月20日開催）提出資料

利用者負担額表案（累進改定・激変緩和措置）

各月月初の残高を基とする世帯の階級区分 階級区分 特徴及び条件	対象者数		現行		平成29年4月～		平成30年4月～		平成31年4月～		（平成31年4月時） 国保標準額に對する 各階級ごとの負担割合
	3歳以下 児童 数 (人)	3歳以上 児童 数 (人)	3歳未満児 数 (人)	3歳以上児 数 (人)	3歳未満児 数 (人)	3歳以上児 数 (人)	3歳未満児 数 (人)	3歳以上児 数 (人)	負担率：円		
									3歳未満児 負担率	3歳以上児 負担率	
生活保護世帯等	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
入居費を除き当該年成分（4月から8月末 でなければ、前年成分。以下同じ。）の 市町村民税非課税世帯	24	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
均等割の額のみの上乗	4	5	1,500	1,200	1,500	1,200	1,500	1,200	1,500	1,200	0.006%
15,500円未満	8	11	1,400	1,100	1,400	1,100	1,400	1,100	1,400	1,100	0.027%
15,500円以上 35,100円未満	8	11	2,300	1,900	2,300	1,900	2,500	2,100	2,600	2,200	0.012%
35,100円以上 57,900円未満	20	31	4,500	3,700	4,500	3,700	4,700	4,000	4,900	4,200	0.055%
57,900円以上 80,700円未満	20	31	6,000	4,800	6,200	5,000	6,400	5,200	6,700	5,500	0.142%
80,700円以上 103,500円未満	38	56	7,300	5,800	7,600	6,000	8,000	6,200	8,400	6,600	0.250%
103,500円以上 130,300円未満	45	67	9,700	7,700	10,200	8,000	10,700	8,400	11,300	9,200	0.456%
130,300円以上 156,700円未満	43	63	12,000	9,500	12,700	9,800	13,500	10,500	14,300	11,600	0.825%
156,700円以上 183,300円未満	50	73	15,500	12,200	16,600	12,600	17,700	13,600	18,800	14,300	0.956%
183,300円以上 209,900円未満	51	76	18,600	14,500	20,500	15,300	22,400	17,000	23,500	18,400	1.278%
209,900円以上 236,500円未満	50	73	22,500	17,600	24,100	18,700	26,300	20,600	28,300	22,700	1.48%
236,500円以上 263,100円未満	40	60	22,100	17,200	23,900	18,000	25,800	20,300	27,800	22,400	1.57%
263,100円以上 289,700円未満	45	58	25,500	19,700	27,900	21,500	30,200	23,700	32,700	26,000	1.600%
289,700円以上 316,300円未満	39	58	28,800	22,500	31,300	24,800	34,800	28,300	37,700	30,200	1.891%
316,300円以上 348,600円未満	33	49	32,000	25,000	35,400	28,400	38,800	31,800	42,300	34,700	2.02%
348,600円以上 379,700円未満	33	49	34,000	26,500	37,700	30,200	41,000	33,500	45,700	37,200	1.891%
379,700円以上 411,400円未満	22	33	33,000	26,000	37,200	30,200	41,000	33,500	45,700	37,200	1.63%
411,400円以上 443,100円未満	21	35	36,300	28,500	40,700	32,700	45,000	36,500	49,600	40,400	1.477%
443,100円以上 474,800円未満	15	22	40,800	32,000	45,700	37,000	50,900	41,200	55,200	45,600	1.622%
474,800円以上 518,100円未満	17	26	43,800	34,500	49,400	40,200	54,700	45,000	59,500	50,000	1.966%
518,100円以上 604,700円未満	17	26	45,000	35,500	50,300	41,000	56,600	47,300	63,000	53,600	1.605%
604,700円以上	20	30	45,200	35,800	52,900	43,600	60,000	50,700	68,500	59,200	1.311%
			45,200	35,800	52,900	43,600	60,000	50,700	68,500	59,200	1.011%
			45,200	35,800	52,900	43,600	60,000	50,700	68,500	59,200	1.21%
			45,200	35,800	52,900	43,600	60,000	50,700	68,500	59,200	1.082%
			45,200	35,800	52,900	43,600	60,000	50,700	68,500	59,200	1.481%
			45,200	35,800	52,900	43,600	60,000	50,700	68,500	59,200	45.862%

※ 「平成31年4月～」の額は会議資料4-0-2利用者負担額表（累進改定案2）で明示した改定額となっています。

※ 短時間認定者の場合は国保の標準額に基つき標準額時間認定者の額の98.5%となっています。（現行と同様の考え方）

※ 利用者負担額は標準額を基礎として、のびゆくこどもプランの計画期間に合わせて平成31年までの3年間（増額の割合：H29=1/3、H30=2/3、H31=3/3）での段階的な改定とされています。

※ 対象者数は平成27年度認可保育園の定員を基礎としています。

議案第 6 5 号資料 3

特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用
地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額（3か年）

単位：円

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）									
		階層区分	現行		平成29年4月～		平成30年4月～		平成31年4月～		
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
生活保護世帯等		A	0	0	0	0	0	0	0	0	
A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		B	0	0	0	0	0	0	0	0	
均等割の額のみ世帯		C	1,500	1,200	1,500	1,200	1,500	1,200	1,500	1,200	
A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯		D1	15,500円未満	2,400	1,900	2,400	2,000	2,500	2,100	2,600	2,300
				2,300	1,800	2,300	1,900	2,400	2,000	2,500	2,200
		D2	15,500円以上 35,100円未満	4,500	3,700	4,600	4,000	4,700	4,300	4,900	4,700
				4,400	3,600	4,500	3,900	4,600	4,200	4,800	4,600
		D3	35,100円以上 57,900円未満	6,000	4,800	6,200	5,200	6,400	5,700	6,700	6,200
				5,800	4,700	6,000	5,100	6,200	5,600	6,500	6,000
		D4	57,900円以上 80,700円未満	7,300	5,800	7,600	6,400	8,000	7,000	8,400	7,600
				7,100	5,700	7,400	6,200	7,800	6,800	8,200	7,400
		D5	80,700円以上 103,500円未満	9,700	7,000	10,200	7,800	10,700	8,600	11,300	9,400
				9,500	6,800	10,000	7,600	10,500	8,400	11,100	9,200
		D6	103,500円以上 130,100円未満	12,000	8,500	12,700	9,500	13,500	10,500	14,300	11,600
				11,700	8,300	12,400	9,300	13,200	10,300	14,000	11,400
		D7	130,100円以上 156,700円未満	15,500	10,300	16,600	11,600	17,700	12,900	18,800	14,300
				15,200	10,100	16,300	11,400	17,300	12,600	18,400	14,000
		D8	156,700円以上 183,300円未満	19,000	11,700	20,500	13,300	22,000	14,900	23,500	16,500
				18,600	11,500	20,100	13,000	21,600	14,600	23,100	16,200
		D9	183,300円以上 209,900円未満	22,500	12,900	24,400	14,700	26,300	16,500	28,300	18,400
				22,100	12,600	23,900	14,400	25,800	16,200	27,800	18,000
		D10	209,900円以上 236,500円未満	26,000	14,000	28,400	16,100	30,800	18,200	33,300	20,300
				25,500	13,700	27,900	15,800	30,200	17,800	32,700	19,900
		D11	236,500円以上 263,100円未満	29,000	15,500	31,900	17,900	34,800	20,300	37,700	22,800
	28,500		15,200	31,300	17,500	34,200	19,900	37,000	22,400		
D12	263,100円以上 289,700円未満	32,000	16,500	35,400	19,200	38,800	21,900	42,300	24,700		
		31,400	16,200	34,700	18,800	38,100	21,500	41,500	24,200		
D13	289,700円以上 316,300円未満	34,000	17,500	37,900	20,500	41,800	23,500	45,700	26,500		
		33,400	17,200	37,200	20,100	41,000	23,100	44,900	26,000		
D14	316,300円以上 348,000円未満	37,000	18,500	41,500	21,800	46,000	25,100	50,500	28,400		
		36,300	18,100	40,700	21,400	45,200	24,600	49,600	27,900		
D15	348,000円以上 379,700円未満	40,500	20,000	45,700	23,700	50,900	27,400	56,200	31,200		
		39,800	19,600	44,900	23,200	50,000	26,900	55,200	30,600		
D16	379,700円以上 411,400円未満	43,000	21,500	48,800	25,600	54,700	29,800	60,600	34,000		
		42,200	21,100	47,900	25,100	53,700	29,200	59,500	33,400		
D17	411,400円以上 443,100円未満	44,000	22,000	50,300	26,400	56,600	30,800	63,000	35,300		
		43,200	21,600	49,400	25,900	55,600	30,200	61,900	34,600		
D18	443,100円以上 474,800円未満	45,000	22,500	51,800	27,200	58,600	31,900	65,400	36,600		
		44,200	22,100	50,900	26,700	57,600	31,300	64,200	35,900		
D19	474,800円以上 518,100円未満	45,600	23,000	52,800	27,900	60,000	32,900	67,200	37,900		
		44,800	22,600	51,900	27,400	58,900	32,300	66,000	37,200		
D20	518,100円以上 604,700円未満	45,800	23,500	53,300	28,700	60,900	33,900	68,500	39,200		
		45,000	23,100	52,300	28,200	59,800	33,300	67,300	38,500		
D21	604,700円以上	46,000	24,000	53,900	29,500	61,800	35,000	69,800	40,500		
		45,200	23,500	52,900	28,900	60,700	34,400	68,600	39,800		

議案第66号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

ひとり親世帯等への負担軽減を拡充することに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた者

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の受給者

キ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

別表の1の項中「及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯」を「、生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けている世帯及び区分2に該当する世帯のうちひとり親世帯等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略 (8) }</p> <p>(9) <u>ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。</u> ア <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの</u> イ <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略 (8) }</p>	<p>ひとり親世帯等の規定の追加</p>
<p>立 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u> エ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認められた者</u> オ <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p>		

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の受給者

キ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

別表（第4条関係）

区分	19歳未満の扶養親族の数		所得の基準 (上限額)	補助金月額	
	16歳未満	16歳以上19歳未満		第1子	第2子以降
1	<加算単価>第2区分: 19,800円	<加算単価>第2区分: 11,100円 第3・4区分: 7,200円	市区町村民税所得割課税額(円)	9,400円	9,400円
			当該年度に納付すべき市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)		

別表（第4条関係）

区分	19歳未満の扶養親族の数		所得の基準 (上限額)	補助金月額	
	16歳未満	16歳以上19歳未満		第1子	第2子以降
1	<加算単価>第2区分: 19,800円	<加算単価>第2区分: 11,100円 第3・4区分: 7,200円	市区町村民税所得割課税額(円)	9,400円	9,400円
			当該年度に納付すべき市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)		

議案第67号

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年8月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第20条第2項」を「第19条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号資料

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(利用範囲) 第3条 小金井市環境配慮住宅型研修施設(以下「研修施設」という。)は、次に掲げる範囲で利用することができるものとする。</p> <p>(1) } } 省略 (3) }</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第19条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のため総合的かつ計画的な施策の実施に関すること。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(利用範囲) 第3条 小金井市環境配慮住宅型研修施設(以下「研修施設」という。)は、次に掲げる範囲で利用することができるものとする。</p> <p>(1) } } 省略 (3) }</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のため総合的かつ計画的な施策の実施に関すること。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の改正</p>

平成28年 第3回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

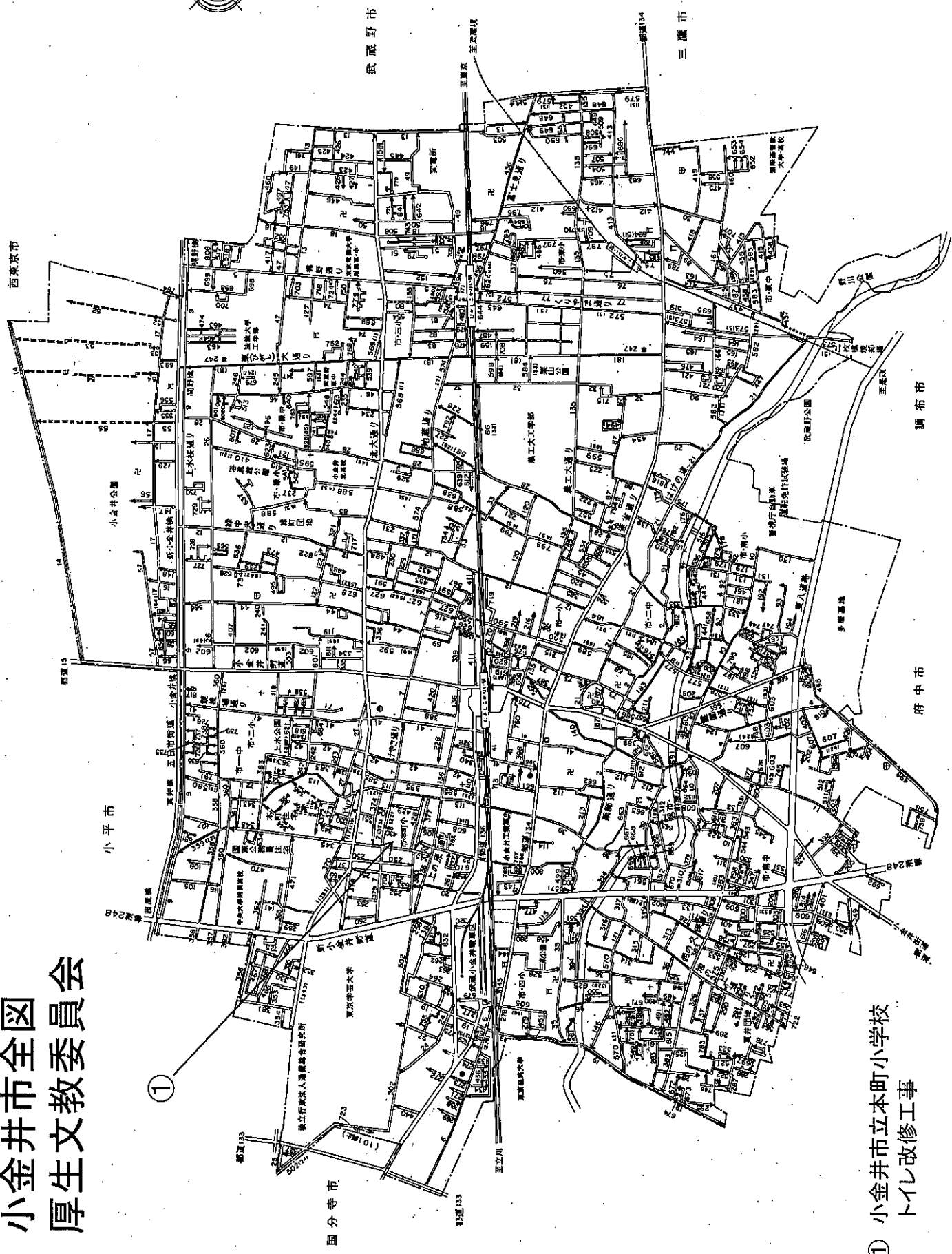
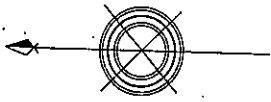
平成28年 5月 1日から
平成28年 7月 31日まで

厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 契 約 者 名 称	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	2637-0	平成28年6月27日	小倉井市立本町小学校トイレ改修工事 (株) 昭和未来	¥13,608,000	平成28年6月28日から 平成28年9月5日まで	建築工事(床・壁・天井、トイレブース等) 機械設備工事(便器・手洗器、給排水管等) 電気設備工事(照明等)	指名競争入 札8者	20

進捗率は、平成28年8月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



① 小金井市立本町小学校
トイレ改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成28年 5月 1日から
平成28年 7月 31日まで

建設環境委員会

契約 番号	契約 番号	契約締結日	契約 業 者 名	契 約 名 称	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契 約 方 法	進 捗 率 (%)
1	2946-0	平成28年7月6日	都市計画画道路3・4・14号線既設管等撤去工事 関建設工業(株)	都市計画画道路3・4・14号線既設管等撤去工事	¥48,168,000	平成28年7月7日から 平成28年10月19日まで	舗装復旧工 道路付属物撤去工 ヒューム管撤去工 人孔撤去工 取付管等撤去工 1式 1式 231m 4箇所 1式	制限付一般 競争入札 (総合評価 方式)2者	5
2	3042-0	平成28年7月8日	都市計画画道路3・4・12号線管きよ新設・既設 管等撤去工事 金澤建設(株)	都市計画画道路3・4・12号線管きよ新設・既設 管等撤去工事	¥14,040,000	平成28年7月11日から 平成28年10月6日まで	管きよ工(新設) 土留工 マンホール設置工(楕円・組立1号)各1箇所 管きよ工(撤去) 取付管及びびす工 L=75.0m 1式 L=75.1m 1式 1式	制限付一般 競争入札2 者	5

進捗率は、平成28年8月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

